

令和8年度特定健診受診率向上支援事業に係る委託業務公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、令和8年度特定健診受診率向上支援事業に係る委託業務（以下「業務」という。）において、企画提案書を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

(業務の内容)

第2条 県（以下「県」という。）は、特定健診受診率向上支援事業について、効果的・効率的に実施するため、専門的な知見を有する民間事業者等に事業の実施に係る業務を委託する。

2 業務の内容は、別紙1の業務委託仕様書による。

(事業実施目的)

第3条 本県市町村国保の特定健康診査受診率の現状に鑑み、効果的な受診勧奨施策を実施し、特定健康診査の受診率向上を図ることで、市町村国保加入者の健康増進に資することを目的とする。

(予算額)

第4条 予算額は、65,773,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(業務期間)

第5条 業務期間は、契約締結日から令和9年3月24日（水）までとする。

(参加資格要件)

第6条 本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。
 - ア 「その他の委託等」の「健康診断・医療サービス」
 - イ 「その他の委託等」の「その他」
- (3) 本件調達の公告日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 本件調達の公告日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(実施日程)

第7条 契約の締結に至るまでの手続及び時期は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 鳥取県ホームページ掲載（公募開始） | 令和8年2月24日（火） |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年2月26日（木） |
| (3) 企画提案参加申込書の提出期限 | 令和8年3月5日（木） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和8年3月10日（火） |
| (5) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 令和8年3月13日（金） |
| (6) 審査結果の通知 | 令和8年3月中旬 |
| (7) 契約締結等の協議及び見積の依頼 | 令和8年3月中旬 |
| (8) 契約締結 | 令和8年4月上旬 |

(手続等)

第8条 書類の提出先及び問合せ先、企画提案書作成要領等の交付は次のとおりとする。

- (1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課
電話 0857-26-7165 ファクシミリ 0857-26-8168
電子メール iryou-hoken@pref.tottori.lg.jp

(2) 企画提案書作成要領等の交付

別紙2の企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）等は、令和8年2月24日（火）から同年3月10日（火）の間に、次に掲げるインターネットのホームページから入手するものとする。（鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/iryoushidou/>）ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月24日（火）から同年3月10日（火）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は午後5時15分までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ。

(参加申込)

第9条 本プロポーザルに参加を希望する者は、第1号に掲げる書類を第2号の提出期間に第3号の提出方法により前条第1号の場所に提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式第1号）

イ 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）

ウ 個人情報管理に係る申告書（様式第3号）

(2) 提出期間

令和8年2月24日（火）から同年3月5日（木）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵便による場合は、同月5日（木）午後5時15分までに到着したものに限り受け付けることとする。

(3) 提出方法

持参又は郵便の方法により提出すること。ただし、郵便による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によることとする。

2 本プロポーザルへの参加は、前項の提出書類を期日までに提出した者に限ることとする。

(企画提案書の作成等)

第10条 企画提案書は、作成要領に基づき作成の上、令和8年3月10日（火）までに持参又は郵便の方法により第8条第1号の場所に提出すること。

提案者は、業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書の作成に当たり、業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領の1の(1)のイの事業の実施体制を明らかにする書類に記載すること。

2 企画提案書等の作成に関する質疑応答については、以下のとおりとする。

(1) 疑義の受付

企画提案書等に関し、質問がある場合は、令和8年2月24日（火）から同月26日（木）午後5時までの間に、第8条第1号の提出先に、書面又は電子メールにて提出すること。（様式は任意）また、訪問又は電話による質問は、原則として受け付けないこととする。

(2) 疑義に対する回答

質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて、インターネットの鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/iryoushidou/>）に掲載することにより、令和8年3月2日（月）までに回答するものとする。

(審査会の設置)

第 11 条 企画提案等の順位を決定するため、鳥取県国民健康保険保健事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。

3 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施するとともに、審査員からの質疑応答を行うこととする。

（プレゼンテーションの実施）

第 12 条 審査会において企画提案を審査するに当たっては、次のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施することとする。

(1) 実施日

令和 8 年 3 月 13 日（金）時間は別途通知

(2) 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目 271 番地

鳥取県庁第 2 庁舎 4 階第 33 会議室

(3) 参加条件

ア プレゼンテーションは、25 分以内（質疑を含む。）とすることとし、別途連絡するプレゼンテーションの実施日時 10 分前までに控室（鳥取県庁第 2 庁舎 4 階第 27 会議室）に集合すること。

イ プレゼンテーションで使用する資料は、提出期限までに県に提出された企画提案書及びその添付書類とし、追加の資料は認めないこととする。

2 プレゼンテーションに参加しない提案者から提出された企画提案書は審査しないこととする。

（評価要領）

第 13 条 評価及び最優秀提案者の選定方法については、別紙 3 の令和 8 年度特定健診受診率向上支援事業に係る委託業務公募型プロポーザル評価要領に基づいて行う。

（審査結果の通知、公表）

第 14 条 県は、審査結果を提案者全員に通知することとし、その概要を鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/iryoushidou/>）で公表する。

（契約の締結）

第 15 条 前条により通知された最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

2 前項による協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含むこととし、協議が不調のときは、第 11 条第 2 項により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

（企画提案書の取扱い）

第 16 条 企画提案書は、原則として返却しない。県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しないものとする。

（暴力団の排除について）

第 17 条 契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させるこ

と。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務の下請等をさせること。

(その他)

第18条 その他の事項に関しては以下のとおりとする。

(1) 企画提案書の無効

ア 第6条の参加資格要件に該当しない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 参加費用

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(5) 契約の相手方は、契約保証金として契約金額の10分の1以上の金額を納付しなければならない。

この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(6) 契約の締結に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。

(7) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の書式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

(8) この要領に定めるもののほか、本プロポーザルの実施に際し必要な事項は、福祉保健部健康医療局医療・保険課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年2月24日から施行し、契約の締結日をもって廃止する。